

【物価高騰に伴うＬＰガス高騰対策支援事業Ｑ＆Ａ】

Ｑ１ 事業実施の目的・趣旨は。

〔回答〕

ＬＰガス価格の高騰により運営経費の負担が増大しているなか、利用者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して、高齢施設等の安定的な事業継続を目的に支援するものです。

Ｑ２ 支援金の支給要件は。

〔回答〕

要件は次の①から⑥までのいずれも満たしている場合に支援金を支給します。

- ①令和８年１０月１日時点において、要綱第２条に規定する高齢者施設等施設を川越市内で運営していること。
- ②支援金申請日時点において、対象の高齢者施設等を休止又は廃止していないこと。
- ③支援金申請日後においても、対象の高齢者施設等を休止又は廃止する予定がなく、事業を継続する意思があること。
- ④支援金申請日時点において、ＬＰガスを利用していること。
- ⑤対象の高齢者施設等について、国、他の地方公共団体等から同種の支給等を受けていないこと、又は申請していないこと。
- ⑥本市の市税を滞納していない事業者。

Ｑ３ 支援対象高齢者施設等は。

〔回答〕 次のとおりです。

【入所系】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| １ 介護老人福祉施設 | ２ 地域密着型介護老人福祉施設 |
| ３ 介護老人保健施設 | ４ 介護医療院 |
| ５ 認知症対応型共同生活介護事業所 | ６ 短期入所生活介護事業所 |

【通所系】

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| ７ 通所介護事業所 | |
| ８ 通所リハビリテーション事業所(みなし指定医療機関を除く) | |
| ９ 地域密着型通所介護事業所 | １０ 認知症対応型通所介護事業所 |
| １１ 小規模多機能型居宅介護事業所 | １２ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |

〔留意事項〕

- １ 入所系施設・事業所における１施設・事業所当たりの支援金の額については、支援金の単価に定員数を乗じた額から、埼玉県が別途実施する「ＬＰガス料金負担軽減補助事業費」において軽減されるＬＰガス利用者負担額 1,600 円を減じた額とする。
- ２ 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の空床を利用してサービスを提供する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所は、対象外とします。
- ３ 認知症対応型通所介護の共用型サービス提供事業所は、対象外とします。

Q 4 今後、対象の高齢者施設等を廃止した場合、返還を求めるのか。 [回答] Q 2 の要件を全て満たしている高齢者施設等であれば、支援金の返還は求めません。
Q 5 高齢者施設等の新設があった場合でも満額の支援金が交付されるのか。 [回答] 支給要件を全て満たしている場合は、満額支給となります。 ※令和 8 年 1 0 月 2 日以降の新設の高齢者施設等は対象外となります。
Q 6 [複数サービス関連] 併設の高齢者施設等（複数のサービスを提供している）の支援金の取り扱いは。 [回答] 併設の高齢者施設等であっても、サービス毎に支援金を支給します。 ただし、共用型サービスについては支給の対象とはなりません。 [例] 同一建物内に、複数の高齢者施設等がある場合 ・ 特別養護老人ホーム（定員 100 人） 228,400 円 (単価：2,300 円×定員：100 人) −1,600 円 ・ 通所介護事業所 12,400 円 ・ 認知症対応型通所介護事業所 12,400 円 合 計 253,200 円を支給します。
Q 7 [複数サービス関連] 訪問系の事業所は、今回なぜ対象にならないのか。 [回答] 訪問系の事業所につきましては、県が別で実施する L P ガスに係る補助事業により、支援金の積算額を上回る支援が受けられることから、本事業の対象外となります。
Q 8 同一法人が同一のサービスを複数の高齢者施設等でサービスを提供している場合は。 [回答] 介護保険施設・事業所としての指定を受けたそれぞれの高齢者施設等ごとに支援金を支給します。なお、支援金申請については、一括で申請してください。 [例] ・ 認知症対応型共同生活介護 A（指定番号：1234567） 39,800 円（定員 18 人） ・ 認知症対応型共同生活介護 B（指定番号：5678910） 39,800 円（定員 18 人） 合 計 79,600 円を支給します。
Q 9 [複数サービス関連] 今回の支援を L P ガスに限定しているのはなぜか。 [回答] L P ガスは個別にボンベを配送・交換する仕組みであるため、電気や都市ガスに比べ、基本料金や従量料金が高く設定されていることから、燃料費高騰の影響を受けやすいことなどによります。

Q 1 0 [複数サービス関連] 入所系施設だけ 1,600 円を差し引くのはなぜか。
[回答] 入所系施設につきましては、県が別途実施する L P ガスに係る補助事業により、L P ガスを利用する家庭等を対象として、1 世帯当たり 1,600 円の支援が行われるため、その分を差し引くこととしております。 なお、通所系事業所につきましては、県の支援分 1,600 円をあらかじめ差し引き 12,400 円となっております。
Q 1 1 みなし指定を受けている医療機関の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションは対象となるか。
[回答] みなし指定医療機関は対象外となります。
Q 1 2 同一の高齢者施設等で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合（共生型サービス含む）の支援申請の取り扱いは。
[回答] 重複申請はできませんので、介護保険施設・事業所として介護保険課へ申請してください。
Q 1 3 申請は、法人等単位で行うのか、それぞれの高齢者施設等ごとで行うのか。 また、同一法人で複数の高齢者施設等があるが、それぞれ分けて申請するのか。
[回答] 申請は、法人等単位でお願いします。複数の高齢者施設等がある場合は、まとめて申請してください。（ただし、川越市外の高齢者施設等は支援対象外。）
Q 1 4 同一法人が有料老人ホーム(所管：福祉部高齢者いきがい課)と通所介護(所管：福祉部介護保険課)の両方を運営している場合、支援金の申請先は。
[回答] 有料老人ホームは「高齢者いきがい課」へ 通所介護は「介護保険課」へ、それぞれ申請（電子申請）してください。 なお、特定施設入居者生活介護としての申請はできませんので、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅として、「高齢者いきがい課」へ申請してください。
Q 1 5 申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。
[回答] 申請者と口座名義は一致（法人名の名義は可）する必要があり、異なる場合は支払いができませんので、ご注意ください。
Q 1 6 それぞれの高齢者施設等ごとに振込口座を指定できるか。
[回答] それぞれの高齢者施設等ごとに振込口座を指定することはできません。 1 法人 1 口座で申請してください。

Q 1 7 【交付決定関係】**交付決定通知の方法、振込時期はいつ頃か。**

[回答]

支援金の指定口座への振り込みをもって交付（支給）決定とします。

なお、振込時期の目安は次のとおりです。

○申請：令和８年１０月１日から令和８年１０月９日まで

→振込：令和８年１１月中旬～１１月下旬

○申請：令和８年１０月１０日から令和８年１０月２３日まで

→振込：令和８年１１月下旬～１２月上旬

○申請：令和８年１０月２４日から令和８年１１月６日まで

→振込：令和８年１２月上旬～１２月中旬

○申請：令和８年１１月７日から令和８年１１月２０日まで

→振込：令和８年１２月中旬～令和９年１月上旬

○申請：令和８年１１月２１日から令和８年１１月３０日まで

→振込：令和９年１月上旬～令和９年１月下旬

※申請件数や申請時期によっては、振込時期が変わることがあります。また、申請書類に不備があり補正を行った場合、補正完了後の支払となり予定より遅れる場合があることをご了承ください。

Q 1 8 【証拠書類関係】**証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。**

[回答]

支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内へ保管（５年間）していただく必要があります。

①交付申請書

②添付書類（積算内訳書等）

Q 1 9 【申請関係】**申請期間はいつからいつまでか。**

[回答]

令和８年１０月１日から令和８年１１月３０日までです。

※この期間外の申請は原則お受けできませんのでご注意ください。

Q 2 0 申請方法は。紙ベースでの申請は可能か。

[回答]

電子申請をお願いします。詳細はホームページをご覧ください。

なお、電子申請を行う環境がない場合は、介護保険課までご相談ください。